

「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録」の申請方法について

材料リサイクル事業者用

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足る施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、令和 2 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。
(令和 2 年 10 月 1 日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。)
- (3) 令和 2 年 7 月 31 日時点において、法人の場合は、会社設立後、1 年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後、1 年を経過していること。ただし、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。
- (5) 新規登録申請事業者は令和元年度（平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月末日迄の期間）に古紙を原料とした材料リサイクルの取扱い販売実績があることが必要です。

2. 「令和 2 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」に関する注意事項

提出書類は、「令和 2 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」とで異なるものがあります。

令和 2 年度に再生処理事業者登録を受けた事業者は、「令和 2 年度登録事業者」、事業者登録を受けていない事業者は、「新規登録申請事業者」にあたりますので、注意のうえ書類を提出してください。

3. 申請先・申請期限

登録申請にあたっては、下記「4.」項に記載の必要書類を、当協会紙容器事業部宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送してください。（事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送記録が残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」で送付してください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で且つ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割したうえで郵送するか、「特定信書便」で送付してください。提出期限は令和 2 年 7 月 31 日（金）（当日消印有効）です。

【送付先住所】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 紙容器事業部 宛

4. 提出書類

登録申請には、下記書類の正・副（コピー）2部の提出が必要です。提出にあたっては「提出書類チェックリスト」により書類の有無を確認するとともに、当協会からの問い合わせがあった場合に対応が可能なように書類一式（チェックリストを含む）のコピーをとり、控えとして保管しておいてください。

提出書類に不備がある場合には、事業者登録が行えない場合がありますのでご注意ください。

注）説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「II. 再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。

(1) 登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）

「令和2年度登録事業者」「新規登録申請事業者」双方

- ・申請者が法人である場合には登記簿謄本（取得後3ヵ月以内。法務局等から取り寄せた原本）
- ・申請者が個人である場合には、住民票の写し（取得後3ヵ月以内。市役所等から取り寄せた原本）及び給与支払い事業者の開設届け等、事業開始後一年を経過していることが証明できる書類

(2) 財務諸表類

「令和2年度登録事業者」

- ・申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書を提出してください。
- ・申請者が個人である場合には、直前の事業年度における資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）を提出してください。

「新規登録申請事業者」

- ・申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（設立後三年を経過していない場合には、設立後のもの）を提出してください。
- ・申請者が個人である場合には、直前三年の各事業年度における資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）、事業開始後三年を経過していない場合には、事業開始後のものを提出してください。

(3) 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等

「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」

- ・本資料に添付された「納税証明等について」を参照のうえ、「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。

「納税証明書等」

- ・令和2年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合には、「法人税又は所得税」「消費税及び地方消費税」に係る証明書類（正本・直前年度分）を提出してください。
- ・令和2年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合には、「法人税又は所得税」「消費税及び地方消費税」「法人都道府県民税又は個人都道府県民税」「固定資産税」に係る証明書類（正本・3か年分、ただし設立3年を経過していない場合は設立後のもの）、及び社会保険料納入確認書又は納入証明書と労働保険料納入証明書（正本・2か年分、ただし設立2年を経過していない場合は設立後のもの。社会保険料については直近の5月分を含めた2か年分のもの）を提出してください。

注：法人の場合には、法人税、法人都道府県民税に係る証明書類を、個人の場合には所得税、個人都道府県民税に係る証明書類を提出

(4) 印鑑証明書（取得後3ヵ月以内）

「令和2年度登録事業者」「新規登録申請事業者」双方

法人の場合には法人の印鑑証明書、個人事業主の場合には個人の印鑑証明書を提出してください。

(5) 財政的基礎審査について

直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、令和2年6月30日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後1年未経過である事業者については、「財政的基礎審査について」の別紙を参照のうえ、関係書類を提出してください。

「新規登録申請事業者」で、申請者が非上場企業又は個人である場合には、下記の(6)、(7)の書類を提出してください。(上場企業の場合、下記の(6)、(7)の書類の提出は必要ありません)

(6) 相談役又は顧問に関する書類

申請事業者に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類(該当者がいない場合は、その旨を記した書類)を提出してください。

(7) 百分の五以上の出資者に関する書類

申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、当該株主又は出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類(該当者がいない場合は、その旨を記した書類)を提出してください。

(8) 再生処理事業者登録申込書(様式1~3:うち様式1-③については新規登録申請事業者のみ)

(9) 再商品化製品引き取り同意書(様式4)

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(10) 引き取り先の品質規格書

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(11) 一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー(資料9-35 参考資料-1を参照)

申請する再生処理施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合は同項の許可を受けていることが必要です。

取得済みの場合は一般廃棄物処理施設設置許可証のコピーを提出してください。

許可申請中の場合には9月30日までに許可を受けて、使用前検査も完了していることが必要ですので、申請手続の進捗状況記載書面、及び許可取得、使用前検査完了時期等の見込み時期を記載した詳細なスケジュール表を提出してください。

なお、事業協同組合等で、再商品化事業を実施する場合は、組合として一般廃棄物処理施設設置許可を取得する必要があります。

また、一般廃棄物処理施設設置許可証の取得後に変更申請を行った場合は一般廃棄物処理施設変更許可証及び変更内容が明記された書類、軽微変更を届け出た場合には、行政当局の受理印が押印された一般廃棄物処理施設軽微変更届出書及び変更内容の明記された書類のコピー等もあわせて提出してください。但し、令和2年度登録事業者の登録工場については、令和2年度の事業者登録申請書類等として既に提出された軽微変更届出書のコピーは提出不要です。それ以降に届出された軽微変更届出書のコピーを提出してください。

なお、新規登録申請事業者及び令和2年度登録事業者であって新規に再生処理施設を申請する事業者の場合は、使用前検査を完了し合格したことについての通知書ないしは確認済証のコピーも提出願います。

※「廃棄物再生事業者登録証明書」、「一般廃棄物収集運搬業許可証」、「一般廃棄物処分業許可証」等は該当書類ではありませんので提出不要です。

(12) 指定可燃物貯蔵・取扱届出書のコピー(資料9-36 参考資料-2を参照)

古紙あるいは紙くず及び廃プラ・木屑等、指定可燃物に該当するものを条例に規定された数量以上当該再生処理施設に保管する場合は、これらを対象とした「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」のコピーを提出してください。

また、届出書に添付した保管場所を示す図面及び消防施設の配置図のコピーもあわせて提出してください。なお、申請書類の作成にあたっては、この届出書に記載の品名、最大数量、1日の最大取扱数量等との整合性を確認してください。

(13) 施設審査関係書類一式

詳細は下記「6.」項を参照してください。

(14) 土地の公図(法務局発行)の写し・建築確認済証の写し・土地及び建物の登記簿謄本

①土地の公図(法務局発行)の写し

- ・公図は令和2年4月以降発行の法務局発行のものとしします。
- ・土地を賃貸している場合も必ず提出してください。
- ・対象となる配置図(資料9-39 参考資料-5)又は立地付近図(資料9-38 参考資料-4)に示されている施設敷地全体の形状を公図上に縮尺と方位を合わせ図示してください。

②建築確認済証の写し

- ・敷地内の対象となる建築物の全てについて、建築基準法第6条1項による建築確認申請に係る確認済証(第七号様式)又は確認通知書(旧第1号様式副本)の写しを提出してください。
- ・確認済証と対象建築物との照合を出来る様に配置図(資料9-39 参考資料-5)上の建築物のそれぞれに確認済証の番号を付記してください。
- ・対象建築物の増改築のため、確認申請が複数回行われている場合には、その経緯を明らかにし、その都度の確認済証の写し(又は確認通知書の写し)を全て提出してください。なお、直近の確認済証で現存する建物が全て照合できれば、以前の都度の確認済証の提出は必要ありません。
- ・主要処理工程が主要用途を「倉庫」とする建築物内に収納されている場合には、「工場」への用途変更につき都道府県の建築関係部署や指定確認検査機関又は建築主事の指示を仰ぎ、必要な手続きを済ませておいてください。
- ・建築物を賃貸している場合も同様に、建築確認済証の写しを提出してください。
- ・確認済証を紛失した場合には、都道府県の建築関係部署か建築主事等より所定の内容を記載した建築確認済証交付証明書(建築確認済証等が発行済であることの証明)等の交付を受け、提出してください。
- ・地域や用途(仮設等)又は構造により建築確認は不要と考える場合は、都道府県の建築関係部署か建築主事等と確認し不要であるとの証明書の交付を受け、提出してください。
- ・建築物は土地に定着しているものとされます。移動のための保守がされていないものや配管等の取り外しに工具を要するもの又は公道への移動のために通路がない場合は建築物とみなされます。
- ・なお、市町村(長)が発行する、課税や消防に係る証明類は、建築基準法関係の証明に代わるものとはなりませんので、都道府県の建築関係部署か建築主事等と相談してください。

③土地及び建物の登記簿謄本

- ・令和2年4月以降発行のものを提出してください。
- ・土地及び建物の広さが、配置図(資料9-39 参考資料-5)等と合致していることを確認ください。
- ・土地又は建物を賃貸している場合は、所有者の登記簿謄本及び賃貸契約書の写しの両方を必ず提出してください。
- ・賃貸借契約書に明記されている対象物件の地番、住居表示が現在の表示と異なる場合は、写しに現在の地番、住居表示を添え書きしてください。
- ・登録申請のための様式類の様式2に入力された工場の所在地と照合してください。
- ・登記簿謄本に複数の物件が記載されている場合は、どの物件が対象の土地及び建物に該当するか丸で囲むなどして明示してください。

上記(1)～(7)及び(8)の様式1、1-②、1-③、(9)、(10)については事業者ごとに一式、(8)の様式2、2-②、様式3及び(11)～(14)については登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場(事業所)ごとに一式提出してください。

5. 申込書の作成方法

令和3年度の登録申込書は、選別事業者、材料リサイクル事業者及び固形燃料化事業者等それぞれの事業者ごとに専用の申込書となっていますので、作成の際はご注意ください。(同一工場内において、選別事業と材料リサイクル事業等複数の事業を行う場合には、それぞれの登録申込書を作成、提出する必要があります。)

なお不備がある場合には、事業者登録できませんので十分ご注意ください。

(1) (様式1) について

① 「再生処理事業者名」欄での法人の種類を表わす文字及びそのカナ名称は省略せず、正式名称を入力してください。

(例) 誤…(株)〇〇

正…株式会社 〇〇

② 代表者が担当者を兼任する場合には、担当者氏名欄にも代表者の氏名を入力してください。

③ 資本金及び年間売上高は、直前の事業年度の金額を入力してください。(売上高の入力にあたっては、損益計算書と整合させてください。資本金については期末時点での資本金額を入力してください。)

④ 従業員数は、作成日現在で記入してください。

⑤ 工場(事業所)数は、申請する工場を含め全ての工場数を入力してください。

⑥ ホームページをお持ちの場合にはホームページのURLを入力してください。

⑦ 「代表者登録印」は、法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の印鑑登録印を押印してください。

⑧ 代表者の署名欄の日付を記入してください(オンライン入力はできません)。

(2) (様式1-②) について

① 古紙を原料とした材料リサイクルに係る収支を入力してください。新規登録申請事業者は令和元年度(平成31年4月から令和2年3月末日迄の期間)に古紙を原料とした材料リサイクルの取扱い販売実績があることが必要です。

(3) (様式1-③) について

「新規登録申請事業者」のみ提出してください。

① 事業方針を記入してください。

② 紙製容器包装処理事業の全社事業における位置づけを記入してください。

③ 紙製容器包装再生事業の収支見通しについて、様式1-②の収支見通しと関連付けて、記入してください。

(4) (様式2) について

様式2については、登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場(事業所)全てについてそれぞれ作成してください。

① 「工場名又は事業所名」は、〇〇株式会社△△工場(あるいは△△支店、△△営業所)等の場合のように工場(あるいは支店、営業所)名がついている場合、△△工場(あるいは△△支店、△△営業所)と入力してください。なお、本社と工場が同一の場合、あるいは固有名称がない場合には「本社工場」と入力してください。

② 施設の所在地が様式1の事業者所在地と同じ場合でも、その所在地を入力してください。(担当者名、電話番号、FAX番号等も同様です。)

③ 再生処理施設の人員構成について、現業部門(現場作業部門)で交代制を実施している

場合には、当該記入欄に直数を入力してください。交代制を実施していない場合は1を記入してください。

- ④ 「当該リサイクル製品の年間販売量(前年度販売量)」及び「当該リサイクル製品に使用する紙類の有無」の「年間使用量(うち紙製容器包装の使用量)」には、前年度実績を入力してください。
- ⑤ 材料リサイクル製品の製造に際して紙製容器包装と他材料を混合して製造する場合は、紙製容器包装の配合予定比率を入力してください。
- ⑥ 再生処理工程については、該当する項目をチェックしてください。
- ⑦ 「紙製容器包装再生処理施設の状況」には、工場ごとに該当する項目をチェックして「新設中」、「改造中」の場合には完成予定年月日を入力してください。登録申請施設は当該年度に使用予定の施設についてです。
- ⑧ 再生処理能力とは、再生処理工程の時間当たりの設備能力及び年間の生産能力のことです。例えば、古紙再生ボードの場合、通常の操業状態で生産できる量のことです。
※「一般廃棄物処理施設設置許可証」の処理能力を踏まえて入力してください。
- ⑨ 「原料としての紙製容器包装引受処理能力」(A)は、以下の算出式を満足する量としてください。即ち、A、B、Cの関係は以下のとおりとなります。

「1年間の処理能力」:(B)

「紙製容器包装の配合予定比率(%)」:(C)

$Aは(B \times C \div 100)$ としてください。

なお、この「原料としての紙製容器包装引受処理能力」を超えて再商品化事業を受託することはできません。

(5) (様式2-②)について

様式2-②については、登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場(事業所)全てについてそれぞれ作成してください。

- ① 工場(事業所)の事業責任者及び現場責任者の古紙を原料とした材料リサイクル事業に係る主な業務経歴を記入してください。
- ② 再生処理事業の実施に係る資格(廃棄物処理施設技術管理者の資格、フォークリフト、クランプリフト、パワーショベル等の運転に関する資格)の所有者全員の氏名を記入してください。

(6) (様式3)について

様式3については、登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場(事業所)全てについてそれぞれ作成してください。

- ① 紙製容器包装(分別基準適合物)の保管場所は、申請した「原料としての紙製容器包装引受処理能力」に対応して充当する予定の面積・保管可能量を入力してください。また、面積・保管可能量を申請書類の「再生処理ブロックフロー図」に、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を「設備レイアウト図」に記載してください。なお、保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。
※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字を踏まえて入力してください。
- ② 主要設備として表示する設備については『紙製容器包装再生処理施設ガイドライン』中の「必要とされる施設の例示」を参考としてください。
主要設備の仕様については、設備名、製造メーカー・型式、能力(処理量)、動力等を製造メーカーの図面、仕様書等に記載されている内容に基づいて表示してください。仕様の異なる同じ名称の設備(計量設備、破碎機、プレス設備等)が複数ある場合は、設備名称に番号を付記し記載する行を変えて表示してください。

(例：破砕機－1、破砕機－2等と設備名称に番号を付記する)

表示可能な設備数は計量設備を含め10となっています。10を超える設備がある場合は、計量設備、破砕機、プレス機等を優先して表示してください。

- ③ 当該リサイクル製品の保管場所は、再生処理を行った後の製品の保管場所について、その面積と保管可能量を入力してください。また、面積・保管可能量を申請書類の「再生処理ブロックフロー図」に、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を「設備レイアウト図」に記載してください。なお、保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。

※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字を踏まえて入力してください。

(7) (様式4) 引き取り同意書について

本同意書は、再商品化製品（材料リサイクル製品）の利用先である国内の再商品化製品利用事業者（工場（事業所））ごとに作成していただくと共に、利用先工場の担当部署、担当者名、電話番号、FAX番号も記入をしてもらってください。

◆再商品化製品引き取り同意書

- ・再商品化製品引き取り同意書とは、再商品化製品利用事業者が、再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類です。
- ・再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、自らの再商品化製品の利用に同意する事業者から、再商品化製品引き取り同意書を受け取り、協会に提出してください。
- ・このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業業者への引き取り同意書の提出が可能です。
(再生処理事業業者の能力（施設能力・販売能力）を超えた量についても、引き取り同意書を提出して構いません。)

- ① 登録には、再商品化製品の利用先が確保されていることが条件となります。再商品化した商品（例えば古紙再生ボード）の利用先（販売先：原則として最終ユーザー）の引き取り同意書を提出してください。なお、ジョイントを組む予定の事業者（固形燃料化事業者等）の引き取り同意書は不要です。
- ② 商社等を経由して最終ユーザーに納入する場合には、登録申請事業者宛に、商社と最終ユーザーが交付した引き取り同意書が必要です。商社と最終ユーザー連名の同意書でも構いません。また、最終ユーザーの品質規格書を添付してください。
- ③ 製品の最終ユーザーが不特定多数の場合等、最終ユーザーの引き取り同意書の提出が困難な場合に限り、商社等の引き取り同意書のみ提出でも構いません。ただし、主な最終ユーザーについて様式4の所定欄に記入してください。
- ④ 引き取り同意量の記入がなければ登録はできませんので十分ご注意ください。また、引き取り同意量の合計を超えて再商品化業務を受託することはできません。
- ⑤ 引き取り同意書には、利用先の発行した品質規格書を添付してください。
- ⑥ 引き取り同意書には、引き取り先の責任者名と印が必要です。
- ⑦ 前年の総利用量・販売量の欄には、古紙類を利用した当該製品の利用量・販売量を記入してください。引き取り同意量はこの量を上限とします。
- ⑧ 「同一のグループ企業」とは、両事業者間に①資本関係がある、②役員の兼任関係がある、③再商品化製品利用事業者の代表者が、再生処理事業業者の代表者の親族（父母、配偶者、子）である場合を指します。

(注1) 再商品化製品利用事業者の定義

再商品化製品利用事業者とは、再生処理事業者から再商品化製品の引き取り以降の流通の中で、最初に利用する事業者を指します。

(注2) 再商品化製品利用事業者の要件

再商品化製品利用事業者の必要な要件は、以下のとおりです。

- 1) 令和2年9月30日までに、再商品化製品を利用する施設が設置されていること
- 2) 再商品化製品を利用した製品を製造するに十分な技術力を備えていること
- 3) 再商品化製品を利用した製品の販売先を確保していること

(注3) 再商品化製品利用事業者の調査

当協会は、再生処理事業者から提出された引き取り同意書に基づき、登録審査期間中に再商品化製品利用事業者に対して調査票を送付し、再商品化製品利用事業者の、事業概要、利用施設の内容・能力、販売能力・販売先、外注加工の有無・内容等を把握します。

当協会は、調査票回答の結果及び必要に応じて、直接、利用事業者への再商品化製品の利用状況等の調査を行います。

また、当協会は、再商品化製品引き取り同意書の有効性を判断し、再生処理事業者の登録の可否・能力査定への反映を行います。

(注4) 引き取り品質規格について

引き取り先の発行した品質規格書（利用先の事業者名・工場名を明記、押印があること）を提出してください。

(6) (様式5) について

「新規登録申請事業者」のみ提出してください

- ①施設ごとに、施設設置期日、施設設置に係る経費の内訳を記入してください。
- ②施設設置に必要な経費の資金調達方法について記入してください。

6. 施設審査関係書類の作成方法

施設審査関係書類については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場（事業所）ごとに、下記の書類一式を提出してください。なお、各書類は、添付の参考資料に準じて作成してください。また、用紙は定められたサイズとし、文字・数字がはっきり見えるような、見やすい資料で提出してください。

注) 説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「II. 再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。

(1) 現在、再生処理施設を有する事業者

現在、再生処理施設を有する事業者については、下記①～⑤の書類の提出が必要です。

- ① 再生処理工程ブロックフロー図（資料9-37 参考資料-3を参照）
- ② 立地付近見取図（資料9-38 参考資料-4を参照）
方位・道路及び目標となる地物を明示してください。また、最寄駅からのアクセス方法を余白に記入してください。
- ③ 工場配置図（資料9-39 参考資料-5に準じて作成してください）
工場敷地と敷地境界線及び敷地に接する道路、幅員を明示すると共に縮尺、方位を記載し、敷地内における事務所、再生処理設備が設置されている建屋、倉庫、トラックスケール、設備レイアウト図の範囲外に設置される原料・製品の保管場所等の位置を図示してください。原料、製品等の保管場所については、枠線で囲い縦横の寸法を記入してください。
- ④ 設備レイアウト図（資料9-40 参考資料-6に準じて作成してください）

様式3、再生処理工程ブロックフロー図等に明示された主要設備の設置位置、当該材料リサイクル製品の原料及び製品の保管場所の位置を明示してください。保管場所については枠で囲い、縦横の寸法、品名、様式3に明示されている面積、保管可能量を明示してください。

但し、設備レイアウト図の範囲外に設置される保管場所等については工場配置図に記載してください。

なお、指定可燃物貯蔵取扱届出書の添付図面として消防用設備の設置場所を示す図が添付されていない場合は設備レイアウト図に消防用設備の設置場所を明示してください。

⑤ 主要設備の図面

様式3、設備レイアウト図等に明示した主要設備につき、カタログではなく設備の「製造メーカー名」、「型式」、「寸法」、「動力」、「処理能力」等が記載されているメーカー作成の図面を提出してください。図面の余白に様式3に表示した設備名称を明記してください。

図面に「製造メーカー名」、「型式」、「寸法」、「動力」、「処理能力」等が記載されていない場合は余白に記入してください。

(2) 現在、施設改造中又は設置計画中の事業者について

現在、施設の新設又は改造中の事業者については、(1)に記載された①～⑤の書類に加え、下記⑥～⑩を提出してください。

なお、令和2年9月30日までに使用前検査も完了して稼働できることが必要です。また、法的手続きには相当の時間を必要としますので、計画には十分に期間を見込んでください。

⑥ 施設設置スケジュール

⑦ 施設発注請書及び発注仕様書のコピー

⑧ 試運転開始予定日及び試作スケジュール

⑨ 建築確認申請による“確認通知書”交付書のコピー

⑩ 土地、建物の登記簿謄本及び公図のコピー

- ・ 土地、建物を賃借している場合は、それらの賃借契約書一式のコピーも提出すること。

⑪ 再生処理事業者登録申込書（様式5）

- ・ 「新規に設備を設置する事業者」のみ記入してください。
- ・ 登録しようとする(再生処理事業を行う予定)工場全てについてそれぞれ作成してください。

以上

納税証明等について

令和2年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」3. 四には、再生処理事業者としての登録を行えない事由の一つとして、「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等若しくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」が挙げられています。

当協会では、平成26年度再生処理事業者登録申請より、納税証明書等に係る書類審査等の運用基準を厳格化しております。令和3年度の登録申請における事業者区分に応じた書類審査の対象は、下表のとおりです。事業者区分に応じて、全て正本のご提出をお願いいたします。

事業者区分	債務超過でない場合に必要となる証明書類	債務超過の場合に必要な証明書類
令和2年度の登録事業者（既存の登録事業者）	直前年度分 ①法人税又は所得税 ②消費税及び地方消費税 に係る証明書類	(1) 3か年分（設立3年を経過していない場合は設立後のもの） ①法人税又は所得税 ② 消費税及び地方消費税 ③ 法人事業税又は個人事業税 ④ 法人都道府県民税又は個人都道府県民税 ⑤固定資産税 に係る証明書類 (2) 2か年分（設立2年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書（直近の5月分を含めた2か年分） ⑦労働保険料等納入証明書 に係る証明書類
新規登録申請事業者	(1) 3か年分（設立3年を経過していない場合は設立後のもの） ①法人税又は所得税 ②消費税及び地方消費税 ③法人事業税又は個人事業税 ④法人都道府県民税又は個人都道府県民税 ⑤固定資産税 に係る証明書類 (2) 2か年分（設立2年を経過していない場合は設立後のもの） ⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書（直近の5月分を含めた2か年分） ⑦労働保険料等納入証明書 に係る証明書類	

表中の各証明書類には、「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」を添付のうえ、代表者印を押印したうえでご提出をお願いいたします。

納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法

税目・保険料	区分	税・保険料の内容	納税証明書・保険料についての取得方法
法人税・所得税	国税	法人等の事業年度における利益に課税される	税務署宛の納税証明書交付請求書の「その1」の中の「法人税」「申告所得税」「消費税及び地方消費税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
消費税・地方消費税	国税・地方税	間接税であり、国にいったん納税後、国から地方消費税相当分が地方公共団体に交付される	
法人事業税・個人事業税	地方税 ※地方税は、登録施設所在地に係る納税証明書を提出願います。	法人・個人の行う事業の利益に対して、事業の所在地の都道府県が課す税金	都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人事業税」・「個人事業税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
法人都道府県民税・個人都道府県民税		法人の存在する事業所に対して都道府県が課税する税金（個人の場合には市町村税と併せて課税される）	都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人都道府県民税」（法人市民税は除く）を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
固定資産税		土地建物については市町村が課税、土地以外の有形固定資産（償却資産）について、一定額を超える場合は市町村を包括する都道府県が課税	都道府県・市町村税事務所宛の納税証明申告書の「固定資産税（土地家屋）：市町村税務署宛」、「固定資産税（償却資産）：都道府県税事務所宛」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。
社会保険料	保険料 ※原則として保険料は、登録施設所在地に係る納入証明書等を提出願います。	日本年金機構が管理運営する健康保険料や厚生年金保険料等。	日本年金機構の各年金事務所長の発行する社会保険料納入確認書（「各月の納入額内訳」でなく、「未納の有無」を確認する証明書で直近の5月分を含めた2か年分）を提出願います。なお、一括適用事業所の場合には、厚労省年金局の発行する社会保険料納入証明書を発行願います。
労働保険料		厚生労働省が管理運営する労災保険と雇用保険の双方に係る保険料。	都道府県の労働局長が発行する労働保険料納入証明書を提出願います。

注) 地方税については、地方公共団体によって納税証明書の様式が異なる場合があります。詳しくは所轄の都道府県・市町村の税事務所にお尋ねください。

令和 年 月 日

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 本多 正憲殿

事業者名：

代表者名：

印

(代表者登録印、又は個人の場合は実印)

1. 当社は、本書面「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について、十分に理解し、誠実に、かつ偽りなく表明、確約いたします。
2. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
 - ① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団関係企業、⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、⑦ その他前号に準ずる者
3. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している関係、④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係、⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
4. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為
5. 当社は、下請け又は委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
 - ①下請け又は委託先業者が現時点においても、将来においても前第1項、第2項及び第3項に該当しないこと、②下請け又は委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
6. 当社は、下請け又は委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、又は下請け又は委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、貴協会の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
7. 当社は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで貴協会との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴協会に損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

以上